

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条及び第50条に基づき、特別用途地区内における建築物の制限及び建築の制限の緩和並びに建築物に付随して整備する原動機の容量の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、特別用途地区のうち職住共存地区の区域内において適用する。

(建築物の建築制限の緩和)

第4条 職住共存地区においては、次の各号のいずれにも該当する建築物は、法第48条第5項の規定にかかわらず、建築することができる。

- (1) 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場以外の工場であること。
- (2) 作業場の床面積の合計が600平方メートル以下であること。
- (3) 使用する原動機の出力の合計が20キロワット以下であること。

(建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置)

第5条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が当該特別用途地区に属する場合は、当該建築物及び敷地の全部について、この条例の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(この条例の施行の日をいう。(ただし、この条例の改正により新たに第4条の規定の適用を受ける場合にあつては、当該改正の日をいい、区域の変更により新たに同条の規定の適用を受ける場合にあつては当該区域の変更の日をいう。以下同じ。))における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)及び建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 増築後の原動機の出力の合計が、基準時における原動機の出力の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合にあつては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(用途の変更に対する準用)

第7条 区域内の建築物の用途の変更を行う場合にあつては、第4条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。